

2025文監第53号
令和7年6月11日

請求人
(略)

文京区監査委員 渡部 敏明
同 松本 理恵子
同 山本 一仁

令和7年4月17日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を欠いていると認められました。

よって、法第242条第5項に規定する監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、又は財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定している。

本件請求において請求人は、文京区議会議員が、自身の政治的立場を明記して開催した「スマホ教室」において、区の高齢者向け講師派遣制度（以下「講師派遣制度」という。）を利用したことについて、講師派遣制度は、高齢福祉の増進を目的としたものであり、年間6回まで先着順の制限がある中で、当該議員主催の私的なイベントに少なくとも2回以上使用されたことは、制度の趣旨を逸脱し、公費の不当な使用に該当する可能性があると主張している。そして、制度の運用基準に照らし、政治的中立性や公平性の原則が守られていたかについて、監査を求めている。

また、当該議員が主催した「スマホ教室」において、講師派遣制度がどのように申請・使用されたかを明らかにし、講師派遣制度が公費によって議員の自主企画への支援となっていた事実を確認し、制度の趣旨違反や公私混同がなかったかについて監査すること、区が利用を黙認していた場合、運用体制の不備・制度管理上の怠慢がなかったかについても監査対象とすることを求めている。そして、違法又は不当な公金の支出が認められた場合、関係者への返還請求、制度運用ルールのは正、再発防止の措置を講じることを求めている。

はじめに、当該議員による講師派遣制度の利用が、法第242条第1項に定める違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為に該当するかについてみると、財務会計上の行為と

は、公金の支出、財産の取得・管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担がこれに該当する。そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、財務会計上の行為を他の事項から区別して特定認識できるよう個別的、具体的に摘示することを要するものである（平成2年6月5日最高裁判決同旨）。

本請求についてみると、当該議員主催の私的なイベントに少なくとも2回以上講師派遣制度が使用されたことは、制度の趣旨を逸脱し、区による違法又は不当な公金の支出の可能性がある」と述べるにすぎず、区の財務会計上の行為を特定認識できるよう個別的、具体的に摘示しているとは認められない。

次に、財産の管理等を怠る事実該当するかについてみると、怠る事実とは、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実のことをいう（法第242条第1項）。本請求についてみると、請求人が主張する講師派遣制度に係る運用体制の不備・制度管理上の怠慢は、区が当該制度に係る管理を怠っていることを述べていると思料される。しかしながら、請求人の主張する講師派遣制度に係る運用体制の不備・制度管理上の怠慢は、法が規定する公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実のいずれにも該当するものではない。したがって、監査の対象とはならない。

なお、法第242条第1項は、住民に対し、一定の具体的な財務会計上の行為又は財産等の管理を怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置を監査委員に請求する権能を認めたものである。制度上、住民監査請求の対象は地方公共団体の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られており、それ以外の非財務的な事項についてまで対象とするものではない。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないものである。